

松田町広報紙の有料広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松田町有料広告の取扱いに関する要綱(平成22年松田町告示第11号。以下「広告掲載取扱要綱」という。)に定めるもののほか、町が発行する「広報まつだ」及び「おしらせ号」(以下「広報紙」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報紙の紙面上で町が指定する場所とし、その配置は広報主管課で行うものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

2 複数回の掲載が一括して申し込みされたときの掲載料は、年度内に限り、別表に定める額から1割を引いた料金とする。ただし、その場合の掲載料は前納とする。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 町長は、広報紙、町ホームページ等により広告の掲載を希望する者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者の数が募集する広告の枠数に満たないときは、広告掲載取扱要綱第4条各号に規定するものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載を希望する広報紙の発行日の30日前までに提出しなければならない。ただし、申込締切日が土・日曜日、祝日にあたる場合は、その前の開庁日を掲載申込みの締切日とする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、広報紙への広告掲載に
関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日から施行する。

(経過措置)

2 旧松田町有料広告掲載要綱第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定
によりなされた手続きその他の行為は、この要領中これに相
当する規定がある場合には、この要領の相当規定に基づいて
行われ手続きその他行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1. 1色刷

規 格	掲 載 料 (税 込 み)
1 枠 (50 ミリ × 210 ミリ)	月 1 回 につき 10,000 円
2 / 3 枠 (50 ミリ × 140 ミリ)	月 1 回 につき 7,000 円
1 / 2 枠 (50 ミリ × 105 ミリ)	月 1 回 につき 5,000 円
1 / 3 枠 (50 ミリ × 70 ミリ)	月 1 回 につき 3,500 円

2. 2色刷

規 格	掲 載 料 (税 込 み)
1 枠 (50 ミリ × 210 ミリ)	月 1 回 につき 20,000 円
2 / 3 枠 (50 ミリ × 140 ミリ)	月 1 回 につき 14,000 円
1 / 2 枠 (50 ミリ × 105 ミリ)	月 1 回 につき 10,000 円
1 / 3 枠 (50 ミリ × 70 ミリ)	月 1 回 につき 7,000 円

3. 4色刷

規 格	掲 載 料 (税 込 み)
1 枠 (50 ミリ × 210 ミリ)	月 1 回 につき 30,000 円
2 / 3 枠 (50 ミリ × 140 ミリ)	月 1 回 につき 21,000 円
1 / 2 枠 (50 ミリ × 105 ミリ)	月 1 回 につき 15,000 円
1 / 3 枠 (50 ミリ × 70 ミリ)	月 1 回 につき 10,500 円

4. おしらせ号（1色刷）

規 格	掲 載 料 (税 込 み)
1 枠 (25 ミリ × 120 ミリ)	1 号 につき 3,000 円